

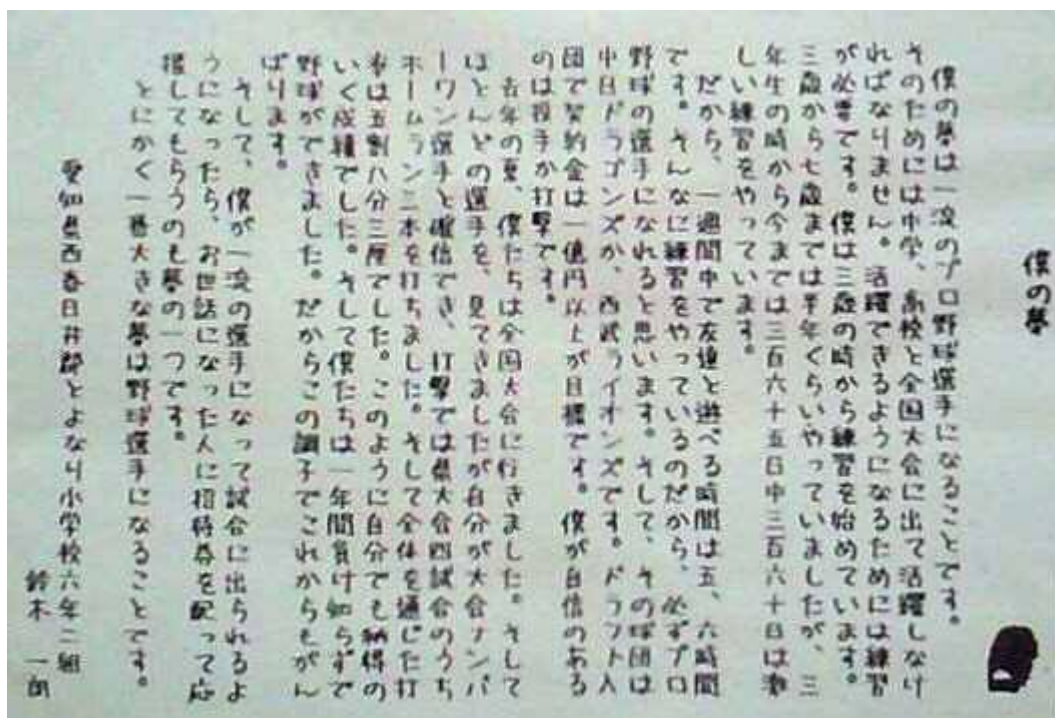
# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 「ヤリ切る...ということ!」

「夢を持ち目標を明確にしてヤルと決めたことをヤリ切ろう」... 新卒内定式などで良く私がお話するテーマです。でも、その後に山本が「夢を持てる人は特別、まずは与えられた目の前のことをヤリ切ることが大切、ヤリ切れれば次のステージが見えてくる」という話をします。いわゆる役割分担ですね(笑)

大きな夢を持つということは意外と難しいものです。大リーガーのイチローやゴルファーの石川遼が小学校の作文に自分の夢と明確な努力目標を綴っていたというのは有名な話ですが、そんな人たちは、百人に一人、いや千人に一人、のほんの一握りの「特別な人たち」なのかもしれません。



では「普通の人たち」はどうすれば良いのか？まずは与えられた目の前のコトをヤリ切ることだと思います。ヤリ切ると次のステージが見えてきます。鬱蒼とした森の中を足元だけ見て登り続けると次第に視界が開け、いつの間にか五合目に辿り着き展望が広がり、初めて自分の山の頂が遠望できるようになります。

当社のKは事務所初の総務・秘書担当として新卒入社しました。仕事を指導する先輩もいない中、「Team 環境支援は雑用係りではなく TEAM の幹となる」という方針に従い、皆から集まる仕事を整理し総務課の原型を作り、今では5人の Team 環境支援を率いるリーダーに育ちました。そして、そのステージをヤリ切ったことを評価されて事務所のクレド作成を任せられ、半年掛かって素晴らしいクレドを作り上げ、その経験を元に十数社のお客様のクレド作成を指導し、さらに、その実績が評価されて来春から業界では有名なセミナー会社からクレド作成講座開講のオファーを受けるまでになりました。ひとつの例ですが、簿記も知らず不安な気持ちで会計事務所に就職したKは、与えられたステージをヤリ切り、一段ずつステージを登り... 日本トップのクレドコンサルタントに成長しようとしています。そのステージを創り出すのが社長の仕事です。

ステージとチャンスは皆に平等に与えられています。そのステージを「ヤリ切り」チャンスを掴むか否かの選択はすべて自分に委ねられています。ですから... 「Chance」は「Choice」なのです。

## ◆外国人労働者の年末調整について

中小企業で外国人労働者の雇用が増えている状況の中、外国人労働者の年末調整が増加しています。外国人労働者でも1年以上日本に住む場合には、配偶者控除・扶養控除等の適用は可能になりますが、日本人の社員とは違って必要な書類が必要になるケースがあるため注意が必要です。今回はその点について解説をします。

### ● 国外居住親族等に係る法整備の背景

日本に住む外国人労働者が「生計を一」にする海外に住む親族（以下「国外居住親族」といいます。）でその年の合計所得金額が38万円以下の者がいる場合、扶養親族等の所得控除が利用できます。しかし、国外の扶養親族の確認が難しく、中には実在するのかわからないような扶養親族を多数掲げることで多額の扶養控除を受け、所得税や住民税の負担を全くしていないという外国人もいた状況でした。そのため、平成28年1月1日以後に支払う給与については、一定の書類が必要となっています。

### ● 必要な書類

平成28年1月1日以後から国外居住親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その国外居住親族に係る「親族関係書類」や「送金関係書類」（これらの書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。）を源泉徴収義務者である会社に提出し、又は提示しなければならないこととされています。また、確定申告において国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、同様に「親族関係書類」や「送金関係書類」の添付又は提示が必要となります。

### ● 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、国外居住親族が親族であることを証するものをいいます。

- ① 日本政府等が発行した戸籍の附票の写しその他の書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府等が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限りま

### ● 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、具体的には次のような書類で、その年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 外国送金依頼書の控え  
※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。
- ② クレジットカードの利用明細書  
※ 本人がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。

### ● 注意すべき点

国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住等の各人ごとに必要になるため、国外に居住する配偶者と子がいる場合で、配偶者に対してまとめて送金している場合には配偶者のみに対する送金関係書類として取り扱い、子の送金関係書類として取り扱うことはできません。また、現金で手渡している場合は送金関係書類が存在しないため、扶養控除等の適用は受けることができなくなります。

ご不明点等ございましたら、弊社担当者へご相談ください。

## ★ 介護レポート第7弾！

今年5月に成立した「改正介護保険法」は介護が必要な高齢者の「自立支援」や「要介護状態の重度化防止」を謳っています。2018年4月の施行により「要介護度」の格下げで受けられるサービスの低下が危惧されています。

それ以外にも自己負担の増加も決定しています。現在、介護保険利用者の自己負担は1割ですが、15年の改正で年収280万円以上の方は2割負担となりました。18年の改正ではこれに加え、年収340万円以上の利用者については3割負担となります（8月から実施予定）。2025年には団塊の世代が全員75歳以上になり、介護保険からの給付総額は20兆円を超えると予想されています。

### ● 介護保険不安、自己防衛

介護を必要とする人の増加に伴い、公的介護の「蛇口」が締まる傾向の中、自己防衛が必要な時代となってきました。今回はそれに伴い介護関連の民間保険が多様化している現状をレポートいたします。

今までの民間介護保険は元気なうちに加入し、公的介護保険で一定以上の要介護度に認定されたら保険金が支払われる商品が主流でした。給付条件を満たすと、まとまった保険金が一時金として支払われるタイプの商品で、介護状態を改善する経済的なインセンティブは働きづらいものでした。

### ● リハビリに活力！

今、注目されている新しい民間介護保険は9月からSOMPOホールディングスとアイアル少額短期保険が取り扱いを始めた新型保険「明日へのちから」です。

「明日へのちから」は従来の商品と正反対の商品です。加入できるのは要支援・要介護認定を受けた人で介護度が改善すると保険金が給付される国内初の商品です。年間保険料は5千円、1万円、2万円の3種類になります。介護状態が改善すると支払った保険料の5倍の保険金が出ます。1年の保険期間中、保険金は2回まで支払われます。

### ● 離職防止に寄与！

介護を担う世代の介護離職も社会問題となっています。介護休業は法的には家族一人当たり93日まで認められ、条件を満たせば雇用保険から休業前の賃金の67%の給付金を受けとれますが、93日を超えると公的な給付は一切なくなり、無給となるケースがほとんどです。

この問題に対応する保険も新しく販売されています。三井住友海上火災保険とあいおいニッセイ同和損害保険が10月に販売した商品は、要介護2以上に認定された親のために介護休業を取得した人の収入減をカバーする保険です。新型の保険は月収を上限に、公的な給付金が終了した後も保険金が支払われるので、休業が長期に及んだ場合の収入をカバーできます。企業と契約する団体保険の特約なのでだれでも加入できるわけではありませんが、介護離職防止の観点から関心を集めています。

住宅ローンの団体信用生命にも新しい動きがあります。10月に住宅金融支援機構が全期間固定型の住宅ローン「フラット35」向けにリニューアルした「新3大疾病付機構団信」ではガン、急性心筋梗塞、脳卒中だけではなく、要介護認定された場合なども補償範囲に加えられました。



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

介護に関連した民間の保険商品の拡充は当面続くと思われます。ただし、現在は新型保険の加入者が限定されているように民間保険が介護問題をカバーできる範囲には限界があります。介護にまつわる経済不安に対応するには、貯蓄などの自助努力も欠かせません。

# 今月の yoko-so



社内報第5号をお届けいたします。今月は社員旅行に行っていました。たくさんの体験がぎゅっと詰まった1泊2日間を横総のみんなで楽しみました。松山で生まれた、たくさんの笑顔をお伝えします。

## 今月のトピックス



## 社員旅行



12月3日・4日に社員旅行で、愛媛松山に行ってきました。1日目は、うどん・ピザづくりを体験、船で瀬戸内海来島海峡の渦潮を見学、道後温泉の温泉を堪能して、毎年恒例の新人の出しものやビンゴなど忘年会を兼ねた宴会を楽しみました。2日目は、松山城見学、正岡子規博物館見学と盛りだくさんの旅でした。

大いにリフレッシュできたので、来期に向けてより一層お客様のサポートに全力投球していきます。



## スタッフ紹介

### 長谷川くん

入社2年目 横浜総合マネジメント  
4月9日生 A型 横浜市出身

A型、長男という特性を活かして毎日、まじめにこつこつと頑張っている長谷川です。

いつか栃倉さんに追いつけるよう頑張ります！

## 次号予告

社員旅行特集号いかがでしたでしょうか。自然豊かな環境の中、自分で作ったうどん・ピザを食べて、渦潮に驚き、宴会では楽しく盛り上がり、城まで必死で歩いたりとみんなでたくさんの感動体験を共有しました！

リフレッシュした後はよいよ年末調整本番です！！

これから確定申告・3月決算があり、5月まで繁忙期は続きますが、yoko-so PRIDEを忘れずに笑顔と体力で乗り切ります！

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

あるべき姿と現状の差が「課題」であり「価値」である。

壁（課題）にぶち当たると嫌がったり怖がったりする人がいますが、課題とは価値なんですよ。自分の求めるあるべき姿（価値）と今の自分の実力の差が課題だとすると、課題とは自分が克服して手に入れるべき価値なのだと思います。私は自分の課題に挑戦します！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…（v o l . 1 1 6）

★ 先日、お客様主催のセミナーで第4次産業革命の講演を拝聴して参りました。既に広島では無人稲作が開始され、自動車の自動運転もすぐそこまで来ています。AIが更に進み20年後には医療現場で人が手術をしなくなるとのことです。間違いなく我々の仕事もAIの取って代わられる業種の一つです。揺るぎない技術を持ち、どうAIや周りとの差別化を図って行くか。どうお役様に寄り添いながらお役に立てるのかを真剣に考えさせられる時間でした。「我々にしか出来ないこと」を見つめ直したいと思います。 (NISHIO)

★ 社員旅行が無事に終わりました。疲れをねぎらい、楽しみまくる旅行で大切にしている時間があります。ソレは夜の宴会時のメンバーからのお酌！メンバーは経験をシェアしてくれたり、抱負を述べてくれたり。一人ひとりは一瞬なのですが、一年の締めくくりとして気持ちを受け取り、お返しする貴重な時間です。（言い訳させていただきますが、泉のFacebookのようにお酒を飲んでるだけではないのです。）皆様方にはご迷惑をおかけしましたが、今年も貴重な時間を過ごすことができました。ありがとうございました。(YAMAMOTO)

★ 今月は、『引継』というキーワードに触れる機会が多い1ヶ月となりました。担当の引継、事業の引継、財産の引継…。引継ぐ側と引継がれる側、それぞれの視点が重なり合う状況を生み出すことの難しさを感じます。現状ではなく将来どうあるべきか、未来に焦点を合わせることがお互いに必要なのでしょうか。現状に固執する自分の意識を、未来に向けることが出来た時、取り巻く環境の全てがチャンスに見え、やるべき事が明確になっていく。2018年を更なる未来に繋げる1年にしていこうと思います！ (TOCHIKURA)

★ 若い頃、山登りが趣味でした。よく人里離れた山奥の河原で焚き火をしながら、焚き火と満天の星空と清冽な沢の流れと少しの酒があれば、人生に必要なものはほぼ揃っている…。そして、ザックに入るだけの荷物を持ってシンプルに自由に自然と共に生きて行きたい…。と自分の未来に思いを馳せました。

あれから40年、今でも夏は焚き火、冬は薪ストーブの焰の前で未来に思いを馳せます。原発は効率が良くて必要だという人がいます。でも、使用済み核燃料はどうするのか？10万年を経ないと無害化しないものを地球のどこに封印するのだろうか？地球の命に比べたら10万年は一瞬でも、人類の歴史にとれば永遠の時間。コストが安いという中には原発事故の膨大な処理費や被害者の



苦しみは含まれていない…。地球が2千万年かけて作った石化燃料をたったの数百年で使い切ろうとしている短絡的で想像力の欠如した私たち人間は、いったいどこに行こうとしているのか？と。

孫が生まれたら余計に、遠い未来は他人事ではなく、現代を生きる私たち大人の責任だと感じますね。(IZUMI)

## **TEAM yoko-so**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### **セミナーのご案内**

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!**

日時：平成30年1月17日(水)23(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

**第84回「今年もすべて見せます!! TEAM横総の経営計画書」**

講師：TEAM yoko-so CEO 泉 敬介

日時：平成30年1月18日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

### **ネットワーク**

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります